

平成 30 年度の取組み状況

< 1 > 障害者差別に関する相談等の状況

割合は、小数点第 2 位を四捨五入して表示しているため、各項目の和が、100%にならない場合、または、各項目の小計の割合と一致しない場合がある。

相談・問合せ等の件数 全 55 件（昨年度比 32 件） *本編 P3~

相談等の内容		主訴(件)	確認後件数(前年度)	割合(%)
不当な差別的取扱いについて（証明書類の交付方法）		19	1（5）	1.8
合理的配慮について	内訳	12	11（27）	20
	物理的環境への配慮 * 障害者の駐車場所	3	1（11）	1.8
	意思疎通への配慮 * 駅の誘導案内など	4	3（11）	5.5
	ルール・慣行の柔軟な運用 * 駐輪場の利用など	5	7（5）	12.7
環境の整備		1	1（0）	1.8
その他の相談・問合せ（サービスや交通機関の利用など）		23	42（55）	76.4
合計		55	55（87）	100.0

相談者の分類

区分	当事者	家族	当事者団体	区民	事業者・庁内	不明・その他	合計
件数（件）	35	8	2	0	9	1	55
割合（%）	63.6	14.5	3.6	0.0	16.4	1.8	100.0

相談等への対応状況

対応区分	件数（件）	割合（%）
◆ 差別解消法に基づく対応	12	21.8
➢ 状況を確認し対応方法について協議	4	7.3
➢ 相談への対応を依頼し、対応経過を確認	8	14.5
➢ 相談内容を関係者へ連絡	0	0.0
◆ 環境の整備	1	1.8
➢ 相談内容について助言	1	1.8
◆ その他	42	76.4
➢ 法律や区の体制、広報等について説明	1	1.8
➢ 保健福祉サービスに対する意見として対応	2	3.6
➢ その他の意見として対応 （不当な差別や合理的配慮に関する事前相談対応など）	39	70.9
合計	55	100.0

< 2 > 具体的な事例 *本編 P6~

区における事例

* 子ども向け事業への保護者同伴について（合理的配慮の提供）

障害があるため、単独参加が原則の講座に保護者同伴で申込みをした。1 回目は円滑に参加できたが 2 回目には受付で単独参加が原則と言われる等、冷たい対応に肩身が狭く辛い思いをした。

（区への対応） 所管課に事実確認を依頼した結果、受付職員にその情報が共有されていなかったことが判明。

事業者は配慮が必要な参加者への対応について周知し、再発防止に努めることとした。

事業所における事例

* 鉄道駅の案内・誘導について（合理的配慮の提供）

弱視のためホームへの誘導を頼もうと案内ボタンで行き先を告げたが、乗車ホームの番線を伝えられたまま放置され、降車駅でも改札口が分からず困った。誘導や駅間での引き継ぎをしてほしい。

（区への対応） 事実確認の結果、事業者から、依頼の際に困りごとや要望など具体的に申し出てもらえれば、誘導も含めて対応するとの回答を得た。相談者に事業者からの回答を伝えたところ、本人は、弱視であることを伝えていなかったことなどを振り返り、了承を得た。

< 3 > 障害者差別解消支援地域協議会等の開催 *本編 P2~

世田谷区自立支援協議会の「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において、報告や意見交換を実施し、その内容を障害者差別解消支援地域協議会（世田谷区自立支援協議会）に報告した。

平成 30 年 7 月 21 日（金） 障害者差別解消支援地域協議会

（内容）平成 29 年度の取組み状況等の報告等

平成 31 年 1 月 26 日（金） 障害者差別解消支援地域協議会

（内容）平成 30 年 4~11 月の相談等の対応状況報告

< 4 > 啓発活動等 *本編 P8~

区民・事業者等への制度の普及啓発

- ・ イベント等における展示、PR 等の実施(7 件)
- ・ 研修、講演会等を通じた法周知と啓発(20 件)
- ・ 平成 31 年 3 月 9 日 障害当事者に対する学習会・ヒアリングの実施【新規】
- ・ 区独自のパンフレットを区内小学校 4 年生全児童及び教員へ配布
- ・ 「区のおしらせ」での事例紹介（平成 30 年 12 月 1 日号）
- 行政内部の周知・徹底
- ・ 平成 31 年 3 月 18 日 共催研修「障害者差別解消」の実施
- ・ 庁内メールマガジン「イエローリボン通信」を発行（年 4 回）し、職員に事務事業を行う際に参考となる相談や問合せ事例を紹介
- ・ 印刷物の音声対応や講演会への手話通訳配置の要請
- 商店等における共生社会促進助成事業の開始【新規】
- ・ 障害者の外出環境の向上と障害理解を進めるため、昨年度の試行実施の結果を踏まえ、新たに「商店等における共生社会促進助成事業」を平成 30 年 8 月から開始し、段差解消用簡易スロープ、筆談ボードなどの購入費用を助成した。（21 店舗に設置）
- 「共生社会ホストタウン」としての取組み
- ・ 「心のバリアフリー」の取組みとして、商店等における共生社会促進助成事業の開始（後述）
- ・ 平成 31 年 1 月 11 日 区内の障害当事者に合理的配慮物品を体験していただく「バリアフリーまち歩き点検」の実施
- ・ 平成 31 年 1 月 18 日 共生社会ホストタウン推進事業として「せたがや 障害者・まち！交流塾」を開催し、取り組み状況を報告するとともに、参加者によるワークショップを実施
- ・ 平成 31 年 2 月 16 日 「共生社会ホストタウンサミット」（山口県宇部市）に参加【新規】
- 都条例への対応
- ・ 東京都差別解消条例の施行に伴い、条例内容を周知し、都が設置した広域支援相談員と連携した。【新規】

平成 30 年度の取組み状況等を踏まえ、令和元年度は以下の取組みを進める。

< 1 > 障害者差別に関する相談支援

障害者差別解消相談窓口等での相談について、専門調査員等による事業者への改善依頼
都の広域支援相談員との連携
相談体制の周知

< 2 > 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発（共生社会ホストタウンの取組を含む）

商店等における共生社会促進助成事業の実施【全区展開】
商店等における共生社会促進助成事業を活用した店舗を紹介するマップの作成【新規】
「心のバリアフリーシンポジウム（仮称）」の実施【新規】（令和元年 10 月予定）
共生社会ホストタウン推進事業「せたがや 障害者・まち！交流塾」と一体的に実施
提案型協働事業における、NPO 法人と連携したダンスのワークショップ等を通じた交流事業
の実施【新規】
パンフレットを活用した区内小学 4 年生及び教員への説明・啓発
出張研修や出前講座の実施
イベントへの出展、ポスター掲示、PR 展示
ヘルプマークの配布
「イエローリボンネットワーク」への参加
事業者に対する障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力・
業界団体への周知

< 3 > 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消支援地域協議会の開催（令和元年 7 月 26 日・令和 2 年 1 月予定）

< 4 > 庁内での取組み

世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催
障害者への配慮の推進に向けた具体的な取組み
（印刷物への音声対応、講演会等における手話通訳の実施等）
指定管理者及び委託契約仕様書に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」
添付
庁内向けメールマガジンの発行
職員向けガイドブック（第 3 版）改訂に向けた準備
全職員を対象としたイエローリボンピンバッチ着用依頼【拡充】
啓発表示掲出確認依頼
職員研修 職層研修・保健福祉領域研修・共催研修
区外郭団体等への周知・依頼